

銀行のイノベーション創出に欠かせない バンキングAPI

バンキングAPI (Application Programming Interface) の制度的枠組みを整備した改正銀行法¹⁾が2018年6月に施行され、早くも1年半が経過した。導入状況を見ると数字の上では順調に推移しているかのように見えるが、実際は必ずしもそうではない。バンキングAPIの意義を再確認し、イノベーションを創出させる必要がある。

銀行のAPI取り組み状況

バンキングAPIの制度的枠組みを整備した改正銀行法¹⁾が2018年6月に施行され、早くも1年半が経過した。この間の銀行のAPIへの取り組み状況は下記の通りとなっている。

金融庁の公表資料によれば、銀行の対応方針（9月末時点）は図表1のように、外国銀行を除けばほとんどの銀行がAPIを導入する方針を表明している。

また、全国銀行協会（以下、全銀協）が決済高度化官民推進会議（2019年6月24日開催）に提出した資料「オープンAPIに対する銀行界の取組み」には、「銀行としてのAPI体制の整備は進展。また、契約の条文体など枠組み作りも進展」、「既に130行が導入方針を表明」、「うち95行が導入済（2019年3月末時点）」などと記載されている。これは、政府の成長戦略²⁾においてKPIとして設定された「2020年6月までに、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す」を

図表1 銀行のオープンAPI対応方針

業態	対象行数	対応する	対応しない
都市銀行	4	4	0
地方銀行	64	64	0
第二地銀	39	39	0
信託銀行	14	8	6
外国銀行	56	0	56
その他 ^(注)	16	15	1
合計	193	130	63

(注)「その他」に該当する主な銀行は、あおぞら銀行、ジャパンネット銀行、新生銀行、住信SBIネット銀行、セブン銀行、ゆうちょ銀行、埼玉りそな銀行等

(出所) 金融庁ホームページ³⁾を基に野村総合研究所作成

既に超えており、数字の上では極めて順調に推移しているように見える。

顕在化し始めた課金問題

しかしながら、実態は必ずしも順調とはいえない。その背景にはAPI利用に係る課金問題が存在する。銀行と電子決済等代行業者（以下、電代業者）は、改正銀行法で様々な義務が課されている。例えば、両者が締結する契約の期限は2020年5月末までと定められている⁴⁾。残すところあと半年であるが、課金問題が重荷となって現在、両者の対立が続いている。

先行して始まった「参照系API」においてはあまり問題とならなかったようだが、「更新系API」では参照系に比べセキュリティ対策費用がかかるため、銀行はAPIを整備するために要した費用を踏まえ、電代業者にAPI利用料を請求し始めている。一部の銀行では、電代業者の年商を上回る、到底払うことができないと思われる高額請求を行う動きまでであると仄聞する。これに対し、電代業者はオープンイノベーション推進のためにはAPI利用は基本的に無償であるべきと主張し、両者が対立している。

バンキングAPIは黎明期であり、標準と言えるような課金体系はまだ存在していない。全銀協が2018年12月に公表した契約書のひな型（条文体）は両者にとって参考になる点が多く有用なものであるが、API利用に係る課金については図表2のように、検討の対象から外れている。今のような状況が長引けば、両者は期限までに契約を締結することができず、結果として日本ではAPIが衰退し、「スクレイピング」（FinTech企業が顧客か

NOTE

- 1) 銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号)。
- 2) 日本経済再生本部「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日)。
- 3) 金融庁「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に基づく各金融機関の状況について」(令和元年9月末時点)。
- 4) 経過措置により、参照系の業務に関する契約締結義務は法施行後2年間猶予され、期限は2020年5月末となっている(改正銀行法附則第2条第4項)。
- 5) 金融庁「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について」(令和元年11月15日)によれば、API導入方針を表明している130行中、契約締結済は57行に留まっている(9月末時点)。
- 6) GMOあおぞらネット銀行プレスリリース「更新系APIを5月21日より無償公開」(2019年5月21日)。
- 7) 利用者の本人確認が求められる犯罪収益移転防止法の特定事業者等に対し、三菱UFJ銀行が保有する本人特定事項等(氏名、住所、生年月日等)を提供するサービス。特定事業者等は、このサービスを活用することにより利用者宛の転送不要郵便等が不要になり、コスト削減等が期待される。
- 8) 例えば、欧州第2次決済サービス指令(PSD2: Revised Payment Services Directive, 2015年11月採択、2018年1月施行)は、銀行の顧客であるAPI利用者は基本的な情報を追加の課金なしで金融機関等から入手することができることと定め、課金を原則禁止している。これにより、付加価値の高い情報(プレミアムAPI)で課金するなど、利用者の利便性向上や銀行間の競争、イノベーションの促進に寄与しているとされている。
- 9) 経済産業省平成29年度委託調査報告書「平成29年度産業経済研究委託事業(我が国におけるFinTech普及に向けた環境整備に関する調査検討)調査報告書」(平成30年5月30日)。

図表2 API利用に係る課金に関する条文体例

第4条(使用許諾料)

接続事業者が、銀行に使用許諾料を支払う場合は、接続事業者と銀行の合意により別途定めるものとする⁵⁾。

<解説>

条文体例では使用許諾料は別途定めることとし、研究会ではこの点については議論していない。

(出所) 全銀協「銀行法に基づくAPI利用契約の条文体例 初版」(2018年12月27日)

らパスワード等を受領し、顧客に成り代わって金融機関にアクセスする方式。情報セキュリティ等、利用者保護上の懸念があるとされている。)に逆戻りしてしまうのではないかと危惧する関係者もいるほどである。

銀行に求められる対応方針

議論の収束を促す意味からも、今後、銀行がバンキングAPI推進に取り組む際の視点について、その意義を含め改めて整理しておきたい。

第一に、銀行はAPIが顧客の利便性向上だけでなく銀行収益向上にも寄与することを再認識する必要がある。多くの銀行は、「独占的に保有している膨大な顧客情報を電代業者へ提供するだけで、APIはほとんどメリットがない。収益源とはならない」と考えている節が伺われる。しかし、実際は違う。例えば、電代業者が提供する更新系APIサービスが便利で安価であれば、今までATMで現金を引き出して支払いをしていた人も、このサービスを利用して銀行振込を行うようになる。その結果、銀行には振込手数料が入るのである。

本年5月、GMOあおぞらネット銀行が参照系APIと同様に更新系APIについても無償提供を開始した⁶⁾。また、三菱UFJ銀行は本人確認サポートAPIサービス⁷⁾を

提供することを公表した。これらは日本のバンキングAPIを前進させる好事例である。このような動きが続けば、欧州のように規制⁸⁾で銀行を縛るようなことは必要なくなるだろう。

第二に、銀行はAPIにかかる費用や収支をAPI単体ではなく銀行全体で考えるべきということである。日本では、現金決済インフラを維持するために実に年間約1.6兆円ものコストが発生し、そのうち銀行はATM機器・設置費や運営費、警送会社委託費等の多額を負担している⁹⁾。しかし、APIが進展すればATMを削減させ、今まで負担していたATM関連費用をAPIに回すことができる。

第三に、銀行はAPI推進部署に対し業務運営の行内ルールを適用しないなど特別な環境を整える必要がある。FinTechビジネスは、特にスピードとリスク回避の面で従来の銀行業務の場合とは大きく異なる。そのため、銀行内ルールとは異なる環境が求められる。行内の一部署だけを特別扱いすることは難しいということであれば、銀行の外、つまり子会社を設立し、そこでAPIビジネスを行うことも一案であろう。ふくおかフィナンシャルグループは、グループ内に銀行の「出島」としてiBankマーケティングを設立し業務を拡大させている。

バンキングAPIは、銀行がオープンイノベーションを実現していくための手段であり、電代業者のためだけにあるものではない。銀行はAPIを大いに活用してイノベーションを創出することが必要である。

Writer's Profile



大澤 英季 Hideki Osawa

システムリスク管理部
上席コンサルタント
専門は金融システム、金融機関のリスク管理
focus@nri.co.jp